



埼玉県報

第 2918 号
平成 29 年(2017 年)
7 月 18 日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 葛西用水路土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 上尾都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 草加都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 計量器の定期検査（計量検定所）
- 計量器の定期検査（計量検定所）
- 国道 254 号の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 国道 254 号の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第八百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー上福岡駒林店

埼玉県ふじみ野市駒林元町二丁目一番二十号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 駒西小学校、福岡中学校の通学路の安全対策

駐車場の変更に伴い、出入口が増えたため、隣接道路を利用する児童生徒の安全対策に万全の配慮を願います。

(2) 近接住宅等への騒音対策及び夜間における光害対策に万全の配慮を願います。

二 縦覧期間

平成二十九年七月十八日から平成二十九年八月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第八百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十九年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム坂戸店

埼玉県坂戸市片柳二千二百四十八―一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いせやコーポレーション 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市富塚町二百十九番地四

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十九年六月二十八日

告 示

埼玉県告示第八百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛西用水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 井 上 直 子 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番十三号

告 示

埼玉県告示第八百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 井 上 直 子 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番十三号

告 示

埼玉県告示第八百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号						
上尾	都市計画 区域名						
上尾市 伊奈町	市町村名						
区域区分	都市計画の 種類及び名称						
平成二十九年 八月二十四日 午前十時三十 分から	期日及び時間						公聴会
上尾市役所 7階大会議室	場 所						
平成二十九年 七月十八日か ら平成二十九 年八月一日ま で	提出期間						公述申出書
埼玉県都市整 備部都市計画 課、上尾市都 市計画課、伊 奈町都市計画 課	提出先						
平成二十九年 七月十八日か ら平成二十九 年八月一日ま で	閲覧期間						都市計画の構想
埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、上尾市 都市計画課、 伊奈町都市計 画課	閲覧場所						

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第八百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
草加	都市計画 区域名							
草加市 八潮市 三郷市	市町村名							
区域区分	都市計画の 種類及び名称							
平成二十九年 八月二十一日 午後二時三十 分から	期日及び時間	草加市文化会 館レセプショ ンルーム	公聴会					
平成二十九年 七月十八日か ら平成二十九 年八月一日ま で	提出期間		公述申出書					
埼玉県都市整 備部都市計画 課、草加市都 市計画課、八 潮市都市計画 課、三郷市都 市デザイン課、 越谷市都市計 画課	提出先							
平成二十九年 七月十八日か ら平成二十九 年八月一日ま で	閲覧期間		都市計画の構想					
埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県越 谷県土整備事 務所、草加市 都市計画課、 八潮市都市計 画課、三郷市 都市デザイン 課、越谷市都 市計画課	閲覧場所							

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年七月十八日

埼玉県計量検定所長 小堀 和弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期 日	時 間	場 所
蓮田市	平成二十九年九月四日 及び同月五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	蓮田市役所来客用 駐車場
白岡市	平成二十九年九月六日 及び同月七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	白岡市役所
羽生市	平成二十九年九月十二 日から同月十四日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	羽生市民プラザ
行田市	平成二十九年九月十九 日から同月二十二日ま で	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	行田市役所
北本市	平成二十九年九月二十 六日及び同月二十七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	北本市役所
幸手市	平成二十九年九月二十 八日及び同月二十九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	幸手市役所来庁者 駐車場

加須市	桶川市						久喜市	伊奈町	宮代町
日 平成二十九年十一月一日	四日 平成二十九年十月二十四日	三日 平成二十九年十月二十三日	日 平成二十九年十月二十日	日 平成二十九年十月十九日	日 平成二十九年十月十八日	日 平成二十九年十月十七日	日 平成二十九年十月十六日	日 平成二十九年十月十三日	日 平成二十九年十月十二日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
加須市北川辺総合支所南側駐車場	桶川サン・アリーナ	桶川市総合福祉センター	農村センター	花みずき会館	あやめ公園	栗橋文化会館	鷲宮公民館	伊奈町役場駐車場	宮代町役場

		杉戸町			
平成二十九年十一月十日	四日	平成二十九年十一月十日	三日	平成二十九年十一月九日	日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	
深輪産業団地地区センター		杉戸町役場		加須市騎西総合支所南側駐車場	
平成二十九年十一月八日まで		平成二十九年十一月六日		平成二十九年十一月二日	日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	
加須市民運動公園駐車場		加須市大利根総合支所駐車場			

告 示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定期間検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十九年七月十八日

埼玉県計量検定所長 小 堀 和 弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区 域	期 日	場 所
蓮 田 市	平成二十九年九月四日から十二月四日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
白 岡 市	平成二十九年九月六日から十二月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
羽 生 市	平成二十九年九月十二日から十二月十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
行 田 市	平成二十九年九月十九日から十二月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
北 本 市	平成二十九年九月二十六日から十二月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

幸手市	平成二十九年九月二十八日から十二月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
宮代町	平成二十九年十月十二日から平成三十年一月十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
伊奈町	平成二十九年十月十三日から平成三十年一月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
久喜市	平成二十九年十月十六日から平成三十年一月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
桶川市	平成二十九年十月二十三日から平成三十年一月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
加須市	平成二十九年十一月一日から平成三十年一月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
杉戸町	平成二十九年十一月十三日から平成三十年二月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年七月十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号 入間郡三芳町大字藤久保字西九五〇番一地先から

同郡同町大字藤久保字西九四九番四先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年七月十九日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年七月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>入間郡三芳町大字藤久保字西九五〇番一 地先から同郡同町大字藤久保字西九四九番 四地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年七月十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年八月十五日埼玉県川 越県土整備事務所長告示第五十 七号で告示した道路区域の一部供 用開始である。 延長三五・二〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年七月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一〇二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年七月十八日
指定に係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田 七百九十一番二十八から七百九十一番二十九まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	十三・三
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇